

公の施設指定管理制度導入に対する評価

評価期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日

施設名	徳島市民島田運動広場		
指定管理者	公益財団法人 徳島市体育振興公社	担当課	市民文化部文化スポーツ振興課
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで	公募・非公募の別	公募
施設の所在地	徳島市不動東町島田境1308番地の1	事業の概要	・体育施設の管理運営事業 ・各種スポーツ教室等の開催事業 ・スポーツの振興及び地域交流事業 ・その他目的を達成するために必要な事業
施設の概要	昭和 53 年造、面積 9,508 m ² 野球兼ソフトボール場 1 面、夜間照明施設設置		

	項目名	令和5年度	令和6年度	項目名	令和5年度	令和6年度
利用状況に関する こと	利用者数等	6,984 人	6,544 人	自主事業参加人数	0 人	0 人
	利用回数	459 回	433 回	事業開催数	0 回	0 回
収支状況に関する ※	指定管理料	240,802 千円	240,802 千円	人件費	223,330 千円	218,674 千円
	利用料収入	67,118 千円	67,820 千円	管理費	143,900 千円	147,839 千円
	その他収入	71,380 千円	69,556 千円	その他	0 千円	0 千円
	収入実績（総額）	379,300 千円	378,178 千円	支出実績（総額）	367,230 千円	366,513 千円

評価基準・評価項目		指定管理者自己評価コメント	担当課評価
施設管理 体制	(1) 法令等遵守	徳島市体育施設条例や同施行規則の主旨に則り、施設管理を実施した。	A
	(2) 職員配置	業務に必要な知識や資格、その能力を有する人員を配置して、スムーズな管理運営体制で業務を遂行した。	
	(3) 職員研修	積極的な資格取得や多分野にわたる講習会への参加により、市民ニーズに対応するためスタッフのスキルアップに努めた。	
	(4) 利用促進の取組み	積極的な広報活動や利用者満足度調査の実施により市民の皆様へのニーズを把握し利用促進に努めた。	
	(5) 設備・備品管理	予想される経年劣化や補修方法等について、あらかじめ情報を収集し、計画的に補修・改修を実施して機能を正常に保持し、快適な施設提供に努めた。	
	(6) 安全管理体制	利用者の安全確保を第一と考えて毎日の施設内外の点検を実施。安心・安全な施設環境の整備と予防保全に努めた。	
	(7) 緊急時の体制	防災計画により明確化された組織と責任者、行動基準等が即座に対応できる体制を確保。	
利用者 に関する 業務	(1) 利用状況	市内では数少ないナイター設備の整った練習場でもあり、リピート利用も多く利用者数、稼働率ともにほぼ前年並みとなった。	A
	(2) 平等な利用	平等な利用受付並びに情報・サービスの提供により、全ての利用者が平等に利用できるように努めた。	
	(3) 利用料金	基準に従い利用料金の徴収及び減免を適切に実施した。	
	(4) 接客対応	気遣いを持って、明るく丁寧な接遇を心掛け、誰もが気持ちよく利用できる施設環境づくりに努めた。	
	(5) 個人情報保護	取得した個人情報は、特定した利用目的の範囲内で利用し、徹底した管理のもとに取り扱い。また個人情報取り扱い研修会を開催し、情報管理の重要性や漏洩のリスクなどを学び適切な情報管理を徹底した。	
	(6) サービス向上の取組	アンケートの実施や利用者とのコミュニケーションを図り、利用者ニーズをリアルタイムで把握し、運営方法や事業に反映させるよう努めた。	
施設 管理 業務 維持	(1) 保守点検業務	日常的な職員の点検の他、専門業者による定期点検を実施して安全な施設維持に努めた。	A
	(2) 清掃等維持管理業務	日常清掃に加えて定期的な大掃除や植栽剪定等を行い、快適な施設施設環境維持や備品の美化・衛生の保持に努めた。	
	(3) 修繕等維持管理	日常的に点検を行い、予防保全を考慮した施設維持を心掛けた。部品交換で対応できる修繕は職員が行い、経費を削減しながら適切に修繕を実施。迅速な対応で利用者への良質な環境の提供、安全管理に努めた。	
事業 実施	(1) 企画運営事業	徳島市体育施設管理運営事業計画書に基づき各種業務を実施した。	A
	(2) 自主事業	実施なし。	
経理 状況	(1) 施設収支状況	新公益会計基準並びに定められた会計規定により適正かつ効率的な会計、経理を執行した。	A
	(2) 指定管理者経営状況	施設利用料収入は昨年度を上回り、概ね適正な施設経営をはかることができた。更なる既存事業の拡充や転換に努めたい。	
	(3) 経費の縮減	人員配置の効率化、施設修繕の内製化、省エネルギー推進、廃棄物の削減と再資源化、などに取り組み、経費縮減に努めた。	
評価基準		S:優れている（協定書、仕様書、事業計画書より優れた管理が行われた。） A:適正に管理されている（協定書、仕様書、事業計画書に沿った管理が行われた。） B:一部に改善を要する（協定書、仕様書、事業計画書に記載の一部が実施されなかった。） C:多くに改善を要する（協定書、仕様書、事業計画書に記載の多くの内容が実施されなかった。）	

担当課総合評価コメント		総合評価
概ね協定書等に沿った管理が行われています。 評価期間を通じて、環境の変化（施設の老朽化や施設利用者の変化）に柔軟に対応していかうとする貴公社の取り組みを確認することができました。 内部外部環境の変化やその方向性に不透明な部分がありますが、施設設置目的を達成するため、令和7年度も本市と連携しながらの運営をお願いします。		A
総合評価基準	S:優れている（各評価基準ごとの担当課評価にSがあり、その他はAである。） A:適正に管理されている（各評価基準ごとの担当課評価が全てAである。） B:一部に改善を要する（各評価基準ごとの担当課評価にBがあり、Cはない。） C:多くに改善を要する（各評価基準ごとの担当課評価にCがある。）	

※ 体育施設13施設の収支状況です